

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 総務部

労働保険未手続事業一掃強化期間

担当：労働保険徴収室 飯塚 電話：024-536-4607

資料No1

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

『働きがいのそばには労働保険。』

労働者を一人でも雇っている事業所は、労働保険の成立手続を行う義務があります。

- ◆正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です。
- ◆厚生労働省及び福島労働局においては、他省庁、関係団体、事業主団体、地方公共団体等と連携を図り、労働保険制度が理解され、未手続事業の解消が進むよう活動を行っています。
- ◆年間を通じて、新規設立事業場等の未手続事業情報を活用し、未手続事業一掃対策を行っておりますが、本期間においては、インターネット広告、新聞広告、ラジオCM、ポスター・リーフレットの配布等により、労働保険制度の一層の周知・広報を行います。

2 労働基準部

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過重労働解消キャンペーンを実施します。

資料No2

担当：監督課 大和（おおわ）、管家（かんげ） 電話：024-536-4602

「過労死等防止対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

このため、同月間において、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

同キャンペーンでは、以下の取組などを行います。

詳細は、添付のリーフレットをご覧ください。

<過重労働解消キャンペーンの取組>

- ①使用者団体や労働組合に対し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発についての協力要請
- ②労働局長による長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）との意見交換
- ③長時間労働が疑われる事業場等に対する重点的な監督指導の実施
- ④労働相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける「過重労働相談受付集中期間」（11月1日・2日・3日・6日・7日）の設置及び特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」（11月3日（金/祝））の実施
- ⑤オンラインによる過重労働解消のためのセミナー（委託事業）の実施

このほか「過労死等防止対策推進シンポジウム」（福島会場：11月6日（月））を開催します。

(主な取組)

1. 過重労働などに関する労働相談を受け付けます。

11月1日・2日・3日・6日・7日を「過重労働相談受付集中期間」として、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を積極的に受け付けます。

過重労働相談受付集中期間

期 間：令和5年11月1日・2日・3日・6日・7日

相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署

開庁日時：平日 8:30～17:15

※来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

労働条件相談ほっとライン

(※過重労働相談受付集中期間以外もご利用可能です。)

対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00

はい！ ろうどう

電話番号：0120-811-610 (フリーダイヤル)

また、「過重労働相談受付集中期間」のうち、11月3日(金/祝)を「特別労働相談受付日」として「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、電話相談(無料)を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

日 時：令和5年11月3日(金/祝) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

フリーダイヤル：0120-794-713

・全国どこからでも**無料**でご相談いただけます。**匿名でのご相談も可能**です。

(主な取組)

2. 福島労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します。

福島労働局長が、長時間労働の削減等に向けて積極的に取り組んでいる県内企業との意見交換を行い、当該企業の取組について広く情報発信することにより県内の過重労働解消に向けた気運の醸成を図ります。

○日 時

令和5年11月15日(水) 午後1時30分から

○場 所

福島労働局

(福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階 小会議室2)

○企業名(貨物自動車運送業の企業及び取引先の企業)

丸カ運送株式会社

(南相馬市原町区中太田字後迫281-1)

丸三製紙株式会社

(南相馬市原町区青葉町1-12-1)

3. 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。(参加無料)

過労死等の問題について県民の方々に関心と理解を深めていただくため、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

○日時

**令和5年11月6日(月) 13:30~15:30
(受付13:00~)**

○場所(福島会場)

**コラッセふくしま 4階 多目的ホール
(福島市三河南町1-20)**

3 職業安定部

1. ユースエール認定企業5年継続式典を開催します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

●「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度（ユースエール認定制度）」については、平成27年10月1日より施行されており、認定を受けた企業が認定を継続するためには、「直近三事業年度における新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下」、「前事業年度における正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下」、「前事業年度における正社員の有給休暇の年平均取得日数が10日以上または年平均取得率が70%以上」などの厳しい基準適合の確認を受ける必要があります。

●福島労働局では独自の取組として、基準適合に基づき、継続して若者の採用・育成や雇用管理の改善に取り組まれている企業に対し、「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催することとします。

●対象企業

企業名	所在地	認定年月日
川名建設工業株式会社	本宮市本宮字田中47-2	H.29年10月6日
東北ビルハード株式会社	郡山市富久山町久保田字我妻84-7	H.29年11月2日
第一緑化工業株式会社	会津若松市町北町大字上荒久田字宮下19-2	H.30年3月13日

● 交付式日時 令和5年11月14日（火）14：00～

● 会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室
（福島市花園町5-46）



【エールベア】

ユースエール
マスコット
キャラクター

【取材について】 交付式会場での写真撮影、交付式後の取材は可能です

2. 「介護就職デイ」を開催します。

担当：職業対策課 山下 電話：024-529-5463

資料No3

県内全ハローワーク（14か所）は、11月11日の「介護の日」にあわせて「介護就職デイ」を開催します。

【介護就職デイについて】

厚生労働省は、毎年11月11日を「介護の日」と定め、その前後の期間を福祉人材確保重点実施期間として「介護就職デイ」と称した介護関係職種の面接会等を全国のハローワークで集中的に開催します。

- 日程等については、別紙予定表のとおりです。
詳細については、各ハローワークにお問い合わせください。

「学びへGo！」キャンペーンについて

公的職業訓練の受講促進及びリ・スキリングによる能力向上支援の促進等のために、令和5年10月1日～12月31日までを「学びへGo！」キャンペーン期間として、人材開発各種支援策を一層推進するための取り組みを実施します。

3. 「知って活用！～事業主のための助成金セミナー～」を開催します。

担当：職業対策課 松本 電話：024-529-5409

資料No4

- 従業員の処遇改善や人材育成などに取り組む事業主に対し、県内4会場で助成金の説明会を開催します。

会場名	開催日	開催時間	開催場所
会津若松	令和5年11月17日（金）	13：30～ 15：00	会津若松卸商団地協同組合 アピオスペース
福島	令和5年11月21日（火）	13：30～ 15：00	ウィル福島 アクティおろしまち
郡山	令和5年11月28日（火）	13：30～ 15：00	ビッグパレットふくしま
いわき	令和5年12月1日（金）	13：30～ 15：00	いわき市生涯学習プラザ

4. 雇用調整助成金等事務センターの名称を変更し、移転します。

資料No5

担当：職業対策課 金澤 電話：024-529-5096

雇用調整助成金等事務センターが名称を変更し移転します。

施設名称：雇用調整助成金等事務センター

現所在地：福島市曾根田町10-24



移転先所在地：福島第一生命ビル 3階

福島市本町5番8号

新施設名称：職業対策課助成金センター

電話番号：024-529-5681（変更なし）

5. 労働者派遣事業・職業紹介事業に関するセミナーを開催します。

資料No6

担当：需給調整事業室 田中 電話：024-529-5746

- 「派遣元事業所」、「派遣先事業所」、「職業紹介事業所」のそれぞれを対象に、適正な事業運営を行っていただくためのセミナーについて、対面及びオンライン形式により開催いたします。

		対面形式	オンライン形式
会場・方法		ビッグパレットふくしま コンベンションホール	「Zoom」によるオンライン セミナー
定員		250名	各日100名
対象事業所	職業紹介事業所	令和5年11月28日（火） 10:30～12:00	令和6年1月17日（水） 13:30～14:30
	派遣元事業所	令和5年11月28日（火） 13:30～15:45	令和6年1月16日（火） 令和6年1月23日（火） 各日13:30～14:30
	派遣先事業所	—	令和6年1月18日（木） 令和6年1月25日（木） 各日13:30～14:30

※ セミナーへのお申し込みは、福島労働局ホームページから受付けております。

4 雇用環境・均等室

1. 『第39回 福島地方労働審議会』の開催

担当：雇用環境・均等室 阿久津 電話：024-536-2777

令和5年度における福島労働局行政運営方針の進捗状況について労働者・使用者・公益を代表する委員により、以下のとおり、審議されます。

- 1 開催日時
令和5年11月2日（木）14:00～16:00
- 2 開催場所
ラコパふくしま（福島市仲間町4-8）

2. 『福島県魅力ある職場づくり推進協議会』の開催

担当：雇用環境・均等室 坂内・国分 電話：024-536-2777

福島県内で働く労働者の労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、国・地方公共団体・地域の労使団体等が、働き方改革などについて進捗状況の確認及び今後の取組を検討することにより、当県における魅力ある職場づくりを推進するため、下記のとおり協議会を開催いたします。

- 1 日時：令和5年11月15日（水）10時30分～11時30分まで
- 2 会場：杉妻会館 4階「牡丹」
住所：福島市杉妻町3-45
- 3 議事等
 - (1) 「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」における「3つの目標」の進捗状況及び取組等について
 - (2) 各構成員における働き方改革の取組状況等について
 - (3) 意見交換
 - (4) 「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項（案）」について

3. しわ寄せ防止キャンペーン月間

担当：雇用環境・均等室 坂内 電話：024-536-4600

資料No7

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

『その無理な発注の「しわ寄せ」であなたの取引先が途方に暮れていませんか？』

- ◆大企業の働き方改革の取組が、下請中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせることがないように、厚生労働省では、中小企業庁および公正取引委員会と連携を図り、「しわ寄せ」防止総合施策を取りまとめ、その取組を推進しているところです。
- ◆11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけられており、福島労働局でも、要請書・ポスター・リーフレットによる企業・団体への周知等の取組を積極的に行ってまいります。

Ⅱ 公表事案

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（9月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種	年別	令和5年		令和4年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1,906	17	2,197	17	-291	-13.2
製造業		317	3	384	4	-67	-17.4
鉱業		2	0	7	0	-5	-71.4
建設業		242	6	324	8	-82	-25.3
運輸交通業		157	4	175	1	-18	-10.3
貨物取扱業		7	0	15	0	-8	-53.3
農林業		43	1	32	0	11	34.4
畜産・水産業		15	0	14	0	1	7.1
上記以外の事業小計		1,123	3	1,246	4	-123	-9.9
商	業	225	1	258	1	-33	-12.8
金融	広告業	5	0	12	1	-7	-58.3
保健	衛生業	609	0	608	0	1	0.2
接客	娯楽業	97	1	107	0	-10	-9.3
清掃	・と畜業	75	0	127	0	-52	-40.9
上記以外の事業		112	1	134	2	-22	-16.4

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（9月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業 種	年 別	令和5年		令和4年		対 前 年 (死 傷 者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全 業 種 合 計		1,424	17	1,460	17	-36	-2.5
	製 造 業	317	3	348	4	-31	-8.9
	鉱 業	2	0	7	0	-5	-71.4
	建 設 業	227	6	239	8	-12	-5.0
	運 輸 交 通 業	157	4	157	1	0	0.0
	貨 物 取 扱 業	7	0	14	0	-7	-50.0
	農 林 業	43	1	27	0	16	59.3
	畜 産 ・ 水 産 業	15	0	14	0	1	7.1
	上 記 以 外 の 事 業 小 計	656	3	654	4	2	0.3
	商 業	224	1	233	1	-9	-3.9
	金 融 広 告 業	5	0	6	1	-1	-16.7
	保 健 衛 生 業	158	0	155	0	3	1.9
	接 客 娯 楽 業	97	1	97	0	0	0.0
	清 掃 ・ と 畜 業	64	0	74	0	-10	-13.5
	上 記 以 外 の 事 業	108	1	89	2	19	21.3

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

2 職業安定部

令和6年3月「新規高等学校卒業者の職業紹介状況」について公表します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

令和5年9月末現在の状況をとりました。

資料No8

1	就職内定率	69.0%	(前年同月比	0.4ポイントの減)
2	就職内定者数	2,367人	(同	7.1%の減)
3	就職未内定者数	1,063人	(同	5.4%の減)
4	求人数	9,046人	(同	5.1%の増)
5	県内受理求人 への就職割合	71.4%	(同	2.0ポイントの減)



働きがいの

そばには労働保険。

労働保険

労災保険 + 雇用保険

雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶

<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから ▶



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。

※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

怠り成立手続を怠っているとは？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

[電子申請ホームページ](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。

[口座振替ホームページ](#)



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時～17時

☎ **0120-794-713**

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

なくしましょう

長い残業



相談窓口の詳細 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



この機会に
一度

ご自身の労働時間を
見つめ直してみましよう。

11月

「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

☎ **0120-794-713**

*全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

☎ **0120-811-610** 月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知っていますか？



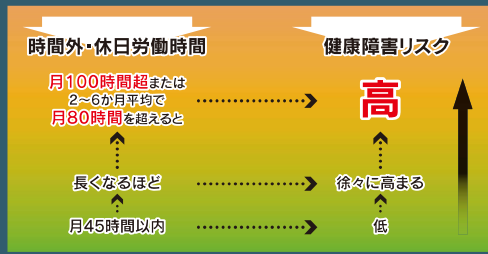
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひ活用ください。

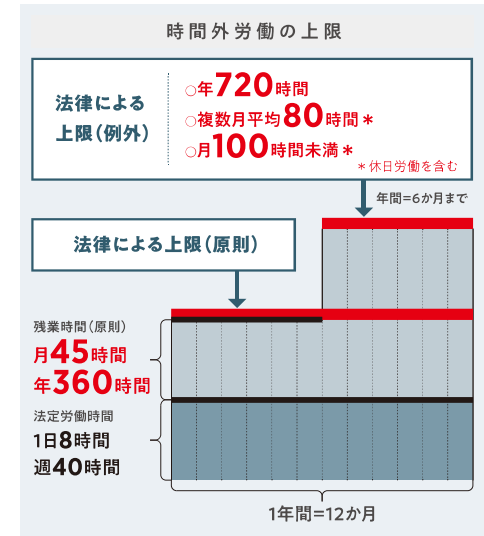


働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

過重労働などに関する労働相談を受け付けます

～ 「過重労働相談受付集中期間（11月1日・2日・3日・6日・7日）」・
「過重労働解消相談ダイヤル（11月3日）」において相談に対応します～

福島労働局（局長：^{いぐちまさよし}井口真嘉）では、全国一斉に実施する11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和5年11月1日・2日・3日・6日・7日を「過重労働相談受付集中期間」とし、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を受け付けます。

過重労働相談受付集中期間

期 間：令和5年11月1日（水）・2日（木）・3日（金/祝）
6日（月）・7日（火）

相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署（※監督署等の連絡先は裏面参照）

開庁日・時間：平日 8:30～17:15

※直接ご来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

労働条件相談ほっとライン

（※過重労働相談受付集中期間以外もご利用可能です。）

対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00

*12月29日～1月3日を除く。

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）

※11月3日（金/祝）については、「労働条件相談ほっとライン」又は下記の「過重労働解消相談ダイヤル」にご相談ください。

また、過重労働相談受付集中期間のうち、令和5年11月3日（金/祝）を「特別労働相談受付日」として、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般についての電話相談（無料）を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

日 時：令和5年11月3日（金/祝） 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

フリーダイヤル：0120 - 794 - 713

・全国どこからでも無料でご相談いただけます。匿名での相談も可能です。

福島労働局では、過重労働相談受付集中期間、過重労働解消相談ダイヤル以外にも、日頃から、長時間労働、解雇、賃金不払残業など労働条件に関する疑問や不安について、労働基準部監督課（TEL:024-536-4602）のほか以下の窓口でもご相談を受け付けています。

1. 福島県内の労働基準監督署

[相談対応日・時間] 平日 8:30~17:15（土日・祝日、年末年始を除く）

監督署	所在地	電話番号	管轄区域
福島	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階	024-536-4611	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、 相馬郡飯舘村
郡山	郡山市桑野2-1-18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、 安達郡
いわき	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階	0246-23-2255	いわき市
会津	会津若松市城前2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
須賀川	須賀川市旭町204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
白河	白河市郭内1-136 小峰城合同庁舎5階	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
喜多方	喜多方市諏訪91	0241-22-4211	喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡	双葉郡富岡町中央2-104	0240-22-3003	双葉郡

2. 労働条件相談ほっとライン（電話相談）【無料】

[相談対応時間・曜日]

月～金 17:00～22:00, 土日・祝日 9:00～21:00

*12月29日～1月3日を除く。

[電話番号] 0120-811-610（フリーダイヤル）

3. 労働基準関係情報メール窓口（厚生労働省ホームページ）

職場における賃金不払残業など、労働基準法などの問題がある事業場に関する情報はメールでも受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

労働基準 メール窓口

検索



担 当	福島労働局労働基準部監督課
	監督課長 大和 稔弘
	主任監察監督官 管家 紀男
	電話 024(536)4602

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

福島労働局(局長:井口真嘉^{いぐちまさよし})では、11月6日(月)に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を福島市にて開催します。

過労死等の防止の重要性について、広く県民に周知を図るこのシンポジウムは、福島県内では平成29年から毎年開催しており、今年で7度目の開催となります。

シンポジウムの概要は以下のとおりです。

シンポジウムの概要

- 1 日 時: 令和5年11月6日(月) 13:30~15:30 (受付 13:00~)
- 2 場 所: コラッセふくしま 4階 多目的ホール
(福島市三河南町1-20)
- 3 主 催: 厚生労働省
- 4 後 援: 福島県、福島市
- 5 協 力: 過労死等防止対策推進全国センター
全国過労死を考える家族の会 過労死弁護士全国連絡会議
福島県医師会 福島県商工会議所連合会
福島産業保健総合支援センター 福島県労働基準協会
福島県社会保険労務士会 福島民報社 福島民友新聞社
- 6 主な内容: (1) 主催者挨拶・施策説明 福島労働局
(2) 基調講演
「産業医としてできること、やってきたこと
～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～」
原島 浩一 氏(産業医・原島産業医事務所代表)
(3) 取組事例報告 福島働き方改革推進支援センター
(4) ご遺族からの声

■□■参加申込について□■□

Webからの申し込みは <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo> をご覧ください。

FAX (03-6264-6445) での申し込みも可能です。

◇◆◇問い合わせ先

株式会社プロセスユニーク 電話:0570-087-555 E-mail:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

福島会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年11月6日(月)

13:30~15:30 (受付13:00~)

参加無料
《事前申込》

会場

コラッセふくしま 4階 多目的ホール

(福島市三河南町1-20)

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：福島県、福島市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
福島県医師会、福島県商工会議所連合会、福島産業保健総合支援センター、福島県労働基準協会、
福島県社会保険労務士会、福島民報社、福島民友新聞社

福島会場

プログラム

[主催者挨拶・施策説明] 福島労働局

[基調講演]

「産業医としてできること、やってきたこと ～長時間労働防止や 職場のハラスメント対策を中心に～」

原島 浩一 氏 (産業医・原島産業医事務所 代表)

[取組事例報告] 福島働き方改革推進支援センター

[ご遺族からの声]

原島 浩一 氏

原島産業医事務所代表
労働衛生コンサルタント
認定産業医



群馬大学医学部および群馬大学大学院卒業後、放射線腫瘍医として癌の治療に従事。

2007年から自動車製造業の専属産業医を経て、現在は10数社の嘱託産業医を務める。

会場のご案内

コラッセふくしま 4階 多目的ホール

(福島市三河南町1-20)

- ・JR「福島駅」西口より徒歩3分
- ・東北自動車道「福島西IC」、「飯坂IC」から車で約15分

参加申込について

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する に をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-087-555

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実務的に使える知識やノウハウ**」を提供します！



過重労働解消

健康的でやる気あふれる職場の実現のために

のためのセミナー

セミナー内容

- ★ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★ 過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★ 過重労働解消に関する企業の取組事例

※また、受講回ごとに、各講師の専門分野に重点テーマを設定し、60分程度深掘りして詳細に解説します。

開催日程

2023 **10**月 ~ 2024 **1**月
詳しくは、裏面及び下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法

📺 **オンライン開催** (Zoomウェビナー使用) : 50回開催

📍 **会場開催** : 東京・大阪で各1回の計2回開催

★ **特別企画** として「業務効率化セミナー」をオンライン開催と東京・大阪の会場開催で各1回の計3回

個別開催

企業単位・団体単位での開催のご希望がございましたら、下記へお問い合わせください。

全**55**回

〈参加費〉

無料

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索

※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。





オンライン開催(50回) + 会場開催(2回)

労働法に詳しい弁護士、大学教授、元労働基準監督官などの経験を持つ専門家が担当します!

開催回	開催日	開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式
第1回	10/3(火)	午前 9:30~12:00	弁護士 外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
第2回	10/3(火)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
第3回	10/5(木)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士・東洋大学教授 北岡大介	過労死等に係る損害賠償事例	オンライン
第4回	10/12(木)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
第5回	10/12(木)	午後 14:00~16:30	社会保険労務士 河合智則	医師の過重労働と働き方改革~過労死等認定事例を中心に~	オンライン
第6回	10/13(金)	午後 14:00~16:30	東京大学社会科学研究所教授 水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)
第7回	10/16(月)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井博子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第8回	10/18(水)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第9回	10/18(水)	午後 14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村俊一	過重労働と下請けへの「しわ寄せ」防止	オンライン
第10回	10/19(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
第11回	10/20(金)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第12回	10/20(金)	午後 14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
第13回	10/23(月)	午前 9:30~12:00	特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント 田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第14回	10/23(月)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第15回	10/27(金)	午前 9:30~12:00	水町勇一郎	なぜ過重労働の解消か?~過重労働対策とこれからの働き方	オンライン
第16回	10/31(火)	午前 9:30~12:00	河合智則	過労死等労災認定の基本~業務上疾病と労災認定基準~	オンライン
第17回	11/2(木)	午前 9:30~12:00	元北海道労働局長 引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
第18回	11/2(木)	午後 14:00~16:30	引地睦夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
第19回	11/6(月)	午後 14:00~16:30	森井博子	安全衛生/ハト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
第20回	11/7(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
第21回	11/9(木)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過労死等に係る精神疾患認定基準の運用	オンライン
第22回	11/10(金)	午前 9:30~12:00	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
第23回	11/10(金)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	ストレスチェックの効果的な活用と留意点	オンライン
第24回	11/14(火)	午前 9:30~12:00	河合智則	医師の過重労働と働き方改革~休日直許可を中心に~	オンライン
第25回	11/14(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン
第26回	11/16(木)	午前 9:30~12:00	引地睦夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
第27回	11/16(木)	午後 14:00~16:30	引地睦夫	過重労働防止に向けた労働基準監督署等の対応(監督指導、送検事例、企業名公表)	オンライン
第28回	11/21(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働によるメンタル不調に係る損害賠償事例	オンライン
第29回	11/21(火)	午後 14:00~16:30	河合智則	過労死等労災認定基準~改正精神障害者労災認定基準を中心に~	オンライン
第30回	11/22(水)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第31回	11/22(水)	午後 14:00~16:30	中辻めぐみ	建設業、自動車運転者に係る時間外上限規制の適用	オンライン
第32回	11/27(月)	午前 9:30~12:00	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第33回	11/27(月)	午後 14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第34回	11/28(火)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第35回	11/28(火)	午後 14:00~16:30	上村俊一	過重労働と下請け等への「しわ寄せ」防止	オンライン
第36回	11/30(木)	午前 9:30~12:00	中辻めぐみ	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第37回	12/5(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	過重労働に係る損害賠償事例	オンライン
第38回	12/5(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	安全衛生/ハト結果から見える製造業・建設業等の従業員エンゲージメントの向上の取組み	オンライン
第39回	12/7(木)	午前 9:30~12:00	北岡大介	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第40回	12/7(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン
第41回	12/8(金)	午前 9:30~12:00	上村俊一	先取り、フリーランス新法	オンライン
第42回	12/11(月)	午前 9:30~12:00	河合智則	過重労働と労災認定~副業・兼業、認定基準対象外疾病~	オンライン
第43回	12/11(月)	午後 14:00~16:30	河合智則	待ったなし!医師の働き方改革~直前報告~	オンライン
第44回	12/12(火)	午前 9:30~12:00	外井浩志	損害賠償請求事例と労災上積み補償	オンライン
第45回	12/13(水)	午前 9:30~12:00	上村俊一	過重労働とメンタルヘルス対策	オンライン
第46回	12/15(金)	午後 14:00~16:30	社会保険労務士 茶園幸子	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)
第47回	12/19(火)	午前 9:30~12:00	上村俊一	先取り、フリーランス新法	オンライン
第48回	12/19(火)	午後 14:00~16:30	森井博子	建設業における時間外上限規制の適用	オンライン
第49回	12/21(木)	午前 9:30~12:00	引地睦夫	過労死等労災認定基準から見た過重労働防止のポイント	オンライン
第50回	12/21(木)	午後 14:00~16:30	引地睦夫	今日的課題(テレワーク、副業・兼業、リスキリング)における労働時間管理上の留意点	オンライン
第51回	1/18(木)	午前 9:30~12:00	北岡大介	過重労働とパワハラ防止対策	オンライン
第52回	1/18(木)	午後 14:00~16:30	北岡大介	フリーランスと労働関係法令の適用	オンライン

開催会場 ○東京会場:角筈区民ホール(新宿区) ○大阪会場:エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)

※オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。

特別企画 業務効率化セミナー(オンライン開催1回 + 会場開催2回)

開催地	開催日	開催時間	会場	講師
東京	10/11(水)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタント 小河原 光司
WEB	11/8(水)	14:00~16:30	オンライン	
大阪	12/14(木)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)	

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

過重労働解消セミナー

検索

※お預かりした個人情報は、本セミナー事業に必要な範囲でのみ利用させていただきます。





労働条件相談

「ほっとライン」に相談してみよう!

労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できる! **14言語**に対応
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign Language support is also available!

日本語 / English / 汉语 / Português / Español / Tagalog / Tiếng Việt / မြန်မာဘာသာစကား / नेपाली भाषा / 한국어 / ภาษาไทย / Bahasa Indonesia / ភាសាខ្មែរ / Монгол хэл



確かめよう 労働条件

過重
労働

賃金
不払残業

ハラス
メント

解雇・
雇止め

副業・兼業
問題

日本語 **0120-811-610**

相談 [月~金] 17:00~22:00
対応時間 [土・日・祝日] 9:00~21:00
※12月29日~1月3日は除く

Labour Standards Advice Hotline	0120-531-401	(Mon~Sun)
劳动条件咨询热线	0120-531-402	(周一~周日)
Linha direta de consultoria trabalhista	0120-531-403	(Segunda a sábado)
Línea directa de asesoramiento sobre normas laborales	0120-531-404	(Jueves, viernes, sábado)
Hotline sa telepono para sa pagkonsulta tungkol sa mga kondisyon sa paggawa	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Đường dây nóng tư vấn điều kiện lao động	0120-531-406	(Thứ 3, Thứ 4, Thứ 6 - Chủ nhật)
လူဝင်္ဂဆွေးနွေးအခွင့်အလမ်းရင်း Hot line	0120-531-407	(ဗုဒ္ဓဟူး, တနင်္ဂနွေ)
श्रम अवस्था परामर्श हट लाइन	0120-531-408	(बुधवार, आइतवार)
외국인 노동조건 상담 핫라인	0120-613-801	(목, 일)
สายด่วนปรึกษาปัญหาแรงงาน	0120-613-802	(วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์)
Hotline Konsultasi Standar Ketenagakerjaan	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
លេខទូរស័ព្ទទាន់ហេតុការណ៍សម្រាប់ពិគ្រោះយោបល់ពីស្តង់ដារការងារ	0120-613-804	(ច័ន្ទ និង រសៀន)
Хөдөлмөрийн стандартын тухай зөвлөгөө өгөх тусгай дугаар	0120-613-805	(Даваа, Бямба)

「外国人労働者向け相談ダイヤル」

Telephone Consultation Service for Foreign Workers
相談対応時間 [月~金] 10:00~15:00 ※正午~13:00は除く

Telephone Consultation Service for Foreign Workers	0570-001-701	(Mon~Fri)
面向外籍劳动者的咨询专线	0570-001-702	(周一~周五)
centrais de atendimento para trabalhadores estrangeiros	0570-001-703	(Segunda à sexta)
Servicio de consultas telefónicas para los trabajadores extranjeros	0570-001-704	(De lunes a viernes)
Konsultasyon sa telepono para sa mga dayuhang manggagawa	0570-001-705	(Lunes-Biyernes)
Số điện thoại tư vấn dành cho lao động nước ngoài	0570-001-706	(Từ thứ 2 - thứ 6)
နံပါတ်ခွေးသားအလုပ်သမားများအတွက်ဆွေးနွေးရန်အထူးဖုန်းနံပါတ်	0570-001-707	(တနင်္လာနေ့)
विदेशी कामदारहरूको लागि टेलिफोन परामर्श	0570-001-708	(सोम~बिदि)
외국인 노동자를 위한 상담 콜센터	0570-001-709	(목, 금)
บริการให้คำปรึกษาสำหรับแรงงานต่างชาติ	0570-001-712	(พธ)
Layanan Konsultasi via Telepon untuk Pekerja Asing	0570-001-715	(Rabu)
សេវាកម្មពិគ្រោះយោបល់តាមទូរស័ព្ទសម្រាប់បរិបទការងារ	0570-001-716	(ពុធ)
Гадаад ажилчдад утсаар зөвлөгөө өгөх үйлчилгээ	0570-001-718	(Баасан)

サイトで確認

労働条件ポータルサイト
「確かめよう労働条件」

確かめよう労働条件 検索

携帯電話・スマホでも

市内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

電話で確認

労働条件相談「ほっとライン」

はい！ろうどう
0120-811-610

相談 [月~金] 17:00~22:00 [土・日・祝日] 9:00~21:00
対応時間 ※12月29日~1月3日は除きます。

◆専門知識を持つ相談員が対応します。
◆厚生労働省委託事業
(委託先:株式会社東京リーガルマインド)



サイトで確認

— 労働条件ポータルサイト —

「確かめよう労働条件」

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる!

確かめよう労働条件

検索



FOR WORKERS 働いている方向けコンテンツ

試しに
やってみよう!



アプリで
学習

労働条件に関する法律を クイズやマンガを通して学習できる!



ダウンロードはこちら

※AppleおよびAppleロゴは米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
※App StoreはApple Inc.のサービスマークです。
※Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。



アニメで学ぶ労働条件

ストーリーを楽しみながら労働関係法令を学習することができます。



マンガで学ぶ労働条件

働き始めるとき、働くときの注意点について、マンガでやさしく紹介します。



学習コンテンツ

働く方、事業主の方双方にとって有益な情報を網羅しています。

コンテンツ内容例(一部)

- 労働条件の明示
- 時間外・休日労働と割増賃金
- アルバイト先でのトラブル
- 退職、解雇、雇止め
- 過重労働の防止
- ハラスメント

労働条件Q&A

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q&Aの
一例

- 年次有給休暇はもらえるのですか? また、パートタイム労働者も、もらえるのでしょうか?
- 社長から突然解雇を告げられました。労働基準法上、問題はないのでしょうか?
- 労基法に違反する内容の契約でも、結んでしまえばこれに従わなければならないのですか?
- 労働基準監督官はどのようにして会社を監督しているのでしょうか?

LINEで相談

LINE公式アカウント 「確かめよう労働条件」

利用者からのお問い合わせに対して、チャットボットが労働関係法令の解説や相談窓口のURLをご案内します。

友だち
追加完了!

こちらのQRコードからも
LINEの友だちに追加可能!

※QRコードをスキャンするには、LINEアプリのリーダーをご利用ください。



FOR MANAGERS

事業者・企業の労務管理担当の
方向けコンテンツ

3ステップで
診断できる!

労働条件の診断や就業規則作成をサポートします! ～スタートアップ労働条件～

WEB診断

労働条件や就労環境を3ステップで診断できます!



STEP1 カテゴリー選択

- 一般の設問のみ (47問)
- 一般の設問+外国人労働者 (56問)
- 一般の設問+パートタイム労働者 (56問)
- 一般の設問+自動車運転者 [トラック] (55問)
- 一般の設問+自動車運転者 [バス] (55問)
- 一般の設問+介護 (57問)

一般的な設問と、トラックやバスの自動車運転者、介護業界、外国人労働者、パートタイム労働者の設問に回答することができます。



STEP2 診断

- 問A-1 A 募集・採用、労働契約の締結
- 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。 01/05問
- 1. 特段の必要性がある訳ではないが、制限している。
 - 2. 特段の必要性があって制限している。
 - 3. 制限していない。

設問画面です。いずれか一つを選んでください。



STEP3 診断結果

問A-1 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。

あなたの回答 3. 制限していない。

【評価コメント】 問題はありません。年齢によって一律に差別するのではなく、業務等にに応じて適性や能力を見極めて採否を決めることが肝要です。今後とも、この方針を維持してください。

評価を記録 診断結果 詳細情報

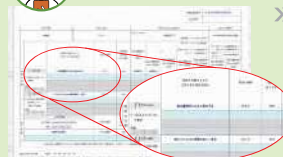
設問毎の回答に対する評価コメント、基本情報、参考・支援情報も提示します。

36協定届等作成支援ツール

そのまま出せる36協定届等を作成!



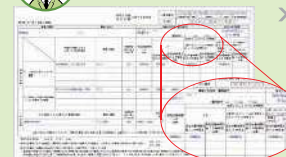
STEP1 データを入力



画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。



STEP2 出力



実際の36協定届として出力されます。



STEP3 提出



管轄の労働基準監督署にそのまま届け出ることができます。

2021年4月1日より、36協定届における使用者の押印及び署名が不要となりました。

就業規則作成支援ツール

そのまま出せる就業規則を作成!



STEP1 データを入力



画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



STEP2 出力



就業規則のPDFデータを出力できます。

※就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。



STEP3 提出

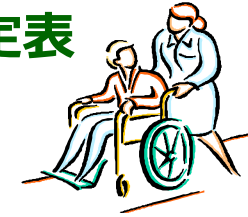


管轄の労働基準監督署にそのまま届け出ることができます。

令和5年1月12日



令和5年度 福島労働局「介護就職デイ」の実施予定表



※令和5年11月6日～11月28日開催予定の介護関係職種の就職面接会等を掲載しています。

※内容等について、変更・追加の可能性もありますので、詳細については各ハローワークにお問い合わせください。

ハローワーク	電話番号 (問合せ先)	日時		開催場所		参加 事業所 (●社)	参加対象者			内容・備考
							一般	高校卒業 予定者	大学等卒 業者等	
ハローワーク二本松	0243-23-0343	11月7日	9:00～16:00	ハローワーク二本松 会議室	二本松市若宮二丁目162-5	3	○	—	○	就職面接会(完全予約制)※当日参加は応相談
ハローワーク二本松	0243-23-0343	11/6～17	任意設定	各施設(詳細はハローワークインターネットサービスのイベントページに求人掲載予定)	現地集合現地解散	5	○	—	○	施設見学後、即時ハローワークオンライン紹介が可能(事前申込制)
ハローワーク相馬	0244-36-0211	11月7日	10:00～12:00	ハローワーク相馬 1階会議室	相馬市中村1-12-1	1	○			説明会(しごとのミニ相談会)(事前予約制・当日申込可)
		11月14日	9:30～12:00			1	○			
		11月21日	9:30～12:00			1	○			
ハローワーク福島	024-534-4121 (46#)	11月8日	13:30～15:45	コラッセふくしま 4階 多目的ホール他	福島市三河南町1-20	28	○	—	○	・就職面接会(最大28社予定)・事前申込制
ハローワークいわき	0246-23-1421 (41#)	11月8日	10:00～15:30	ハローワークいわき 5階会議室	いわき市平字堂根町4-11	6	○		○	企業説明会及び個別相談(事前予約制・当日申込可)
ハローワーク白河	0248-24-1256	11月9日	13:30～15:30	ハローワーク白河 地下会議室	白河市郭内1-136	4	○	—	—	介護職ミニ面接相談会(第一部:概要説明、第二部:個別面接)(事前予約制・当日申込可)
ハローワーク須賀川	0248-76-8609	11月9日	13:30～15:30	須賀川市労働福祉会館 大会議室	須賀川市茶畑町65番地	10	○	○	○	「ハロートレーニング(職業訓練)」出張相談会と合同開催。訓練施設担当者から説明後、各ブースを設けて個別面談・相談を実施(事前申込制・当日参加可)
ハローワーク会津若松	0242-26-3333 (42#)	11月10日	13:00～15:30	アピオスペース 大会議室	会津若松市インター西90	8	○	○	○	就職相談・面接会(事前予約制・当日申込可)
ハローワーク喜多方	0241-22-4111									
ハローワーク南会津	0241-62-1101	11月8日	10:00～11:00	ハローワーク南会津 2階会議室	南会津郡南会津町田島字行司12	1	○	○	○	<2部構成>事業所説明後、面接会(事前予約制・当日申込可)
		11月14日	10:00～11:00			1	○	○	○	
ハローワーク相双	0244-24-3531	11月14日	10:00～11:55	ハローワーク相双 大会議室	南相馬市原町区桜井町1-127	1	○			しごとのミニ相談会(福祉・介護説明・相談会)(事前予約制・当日申込可)
			14:00～15:55			1	○			
		11月15日	10:00～11:55			1	○			
			14:00～15:55			1	○			
ハローワーク小名浜	0246-54-6666	11月15日	9:30～16:00	ハローワーク小名浜 2階会議室	いわき市小名浜大原字六反田65-3	2	○		○	企業説明会&ミニ面接会(事前予約制/当日参加可)
ハローワーク富岡	0240-22-3121	11月15日	9:30～11:30	ハローワーク富岡 2階会議室	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	1	○			企業説明会&ミニ面接会(事前申込・当日参加可)
ハローワーク勿来	0246-63-3171	11月16日	9:30～16:00	ハローワーク勿来 2階会議室	いわき市東田町1-28-3	2	○			企業説明会&ミニ面接会(事前予約制/当日参加可)
ハローワーク郡山	024-942-8609 (41#)	11月28日	13:30～16:00	ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールB	郡山市南2丁目52	40	○	○	○	・個別相談ブース事業所40社予定 ・職業紹介コーナー、PR動画コーナー、保育のしごと展示コーナー設置予定 ・事前申込制、当日参加可



参加無料 先着順 要予約

※1社2名まで参加可能

資料No. 4

知って活用！

～事業主のための助成金セミナー～

会津若松

令和5年11月17日(金)

時間:13:30～15:00

定員:30名

会場:会津若松卸商団地協同組合
アピオスペース

会場地図はこちら→



福島

令和5年11月21日(火)

時間:13:30～15:00

定員:50名

会場:ウィル福島アクティおろしまち

会場地図はこちら→



郡山

令和5年11月28日(火)

時間:13:30～15:00

定員:50名

会場:ビッグパレットふくしま

会場地図はこちら→



いわき

令和5年12月1日(金)

時間:13:30～15:00

定員:50名

会場:いわき市生涯学習プラザ

会場地図はこちら→



対象者

従業員の処遇改善や人材育成などに
取り組む企業の皆さま・経済団体等

内容

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)、
人材開発支援助成金の制度の説明・活用事例についてご紹介します。

従業員が**年収の壁**を意識せずに
働くことはできないかなあ

従業員の**リスキリング**の
サポートしてあげたいなあ

申し込み方法

申し込みは左記QRコードまたは
福島労働局ホームページから。



予約申し込み専用フォーム



名称変更 移転のお知らせ

業務開始日 令和5年11月6日(月)

新名称 **職業対策課助成金センター**

〒960-8035

移転先所在地 **福島市本町5番8号**

福島第一生命ビル3階

電話番号 ☎ 024-529-5681 (変更なし)



職業紹介事業セミナー

資料No.6

職業紹介事業主の皆さまを対象に、適正な事業運営にあたり大切にしていきたい内容についてのセミナーを、下記のとおり対面形式・オンライン形式にて開催します。

対面形式

定員**250名**
予約制・先着順
1事業所1名まで

会場

ビッグパレットふくしま
コンベンションホール

日時

令和5年11月28日(火)
10:30～12:00

内容

- ①職業紹介事業運営の要点ポイント
- ②改正職業安定法への対応について
- ③その他 質疑応答

申込方法

セミナー特設ホームページ内
専用申込フォームによる予約制

受付開始：令和5年10月10日(火) 8:30より

申込期限：令和5年10月31日(火) 17:15まで

※下記QRコード又はネット検索により、セミナー特設ページ内の「申込フォーム」よりお申込みください。

留意事項

- ◎参加人数には上限があるため、申込期限日前に締め切る場合があります。
- ◎当日の受付・開場は10:00～となります。
- ◎当日のセミナー資料は会場にて配布いたします。

オンライン形式

定員**100名**
予約制・先着順
1事業所1回線まで

方法

「Zoom」によるオンライン

日時

令和6年1月17日(水)
13:30～14:30

内容

対面形式①及び②の内容

申込方法

セミナー特設ホームページ内
専用申込フォームによる予約制

受付開始：令和5年12月1日(金) 8:30より

申込期限：令和5年12月21日(木) 17:15まで

※下記QRコード又はネット検索により、セミナー特設ページ内の「申込フォーム」よりお申込みください。

留意事項

- ◎参加人数には上限があるため申込期限日前に締め切る場合があります。
- ◎申込にはセミナー特設ページに掲載の「オンラインセミナーサービス利用規約」への同意が必要です。ご確認の上でお申込みください。
- ◎当日の「ZoomミーティングID」「ミーティングパスコード」等は、申込完了後に届く返信メール内に記載されております。
- ◎当日のセミナー資料は特設ページからダウンロードしてご準備いただけます。(1月上旬 掲載予定)

★インターネット
から検索

福島労働局 紹介セミナー

検索

★セミナー
特設HPへ



問合せ先

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室
TEL 024-529-5746

労働者派遣事業セミナー(派遣元向け)

派遣元事業主の皆さまを対象に、適正な事業運営にあたり大切にしていきたい内容についてのセミナーを、下記のとおり対面形式及びオンライン形式にて開催します。

対面形式

定員 **250名**予約制・先着順
1事業所1名まで

会場

ビッグパレットふくしま
コンベンションホール

日時

令和5年11月28日(火)
13:30~15:45

内容

- ①労働者派遣事業運営の要点ポイント
- ②同一労働同一賃金への対応等について
- ③派遣労働者に関する労働基準法のポイント
- ④その他 質疑応答

申込方法

セミナー特設ホームページ内
専用申込フォームによる予約制受付開始: 令和5年10月10日(火) 8:30より
申込期限: 令和5年10月31日(火) 17:15まで※下記QRコード又はネット検索により、セミナー特設
ページ内の「申込フォーム」よりお申込みください。

留意事項

- ◎参加人数には上限があるため、申込期限日前に締め切る場合があります。
- ◎当日の受付・開場は10:00~となります。
- ◎当日のセミナー資料は会場にて配布いたします。

オンライン形式

定員:各日 **100名**予約制・先着順
1事業所1回線まで

方法

「Zoom」によるオンライン

日時

令和6年1月16日(火) 13:30~14:30
令和6年1月23日(火) 13:30~14:30

内容

対面形式①及び②の内容

申込方法

セミナー特設ホームページ内
専用申込フォームによる予約制受付開始: 令和5年12月1日(金) 8:30より
申込期限: 令和5年12月21日(木) 17:15まで※下記QRコード又はネット検索により、セミナー特設
ページ内の「申込フォーム」よりお申込みください。

留意事項

- ◎参加人数には上限があるため申込期限日前に締め切る場合があります。
- ◎申込にはセミナー特設ページに掲載の「オンラインセミナーサービス利用規約」への同意が必要です。ご確認の上でお申込みください。
- ◎当日の「ZoomミーティングID」「ミーティングパスコード」等は、申込完了後に届く返信メール内に記載されております。
- ◎当日のセミナー資料は特設ページからダウンロードしてご準備いただけます。(1月上旬掲載予定)

★インターネット
から検索

福島労働局 派遣セミナー

検索

★セミナー
特設HPへ

問合せ先

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室
TEL 024-529-5746

労働者派遣事業セミナー(派遣先向け)

派遣先事業主の皆さまを対象に、適正な事業運営にあたり大切にしていきたい内容についてのセミナーをオンライン形式で開催します。参加申込は無料です。

開催方法

「Zoom」によるオンライン形式

定員:各日**100名**

予約制、先着順
1事業所1回線まで

日時

令和6年1月18日(木) 13:30~14:30

令和6年1月25日(木) 13:30~14:30

内容

- ①労働者派遣事業運営の要点ポイント
- ②改正派遣法(同一労働同一賃金)への対応等について

申込方法

セミナー特設ホームページ専用申込フォームによる予約制

受付開始: 令和5年12月1日(金) 8:30より

申込期限: 令和5年12月21日(木) 17:15まで

※右下のQRコード又はネット検索により、セミナー特設ページ内の「申込フォーム」よりお申込みください。

★インターネット
から検索

福島労働局 派遣セミナー

検索

★セミナー
特設HPへ



留意事項

- ◎参加人数には上限があるため申込期限日前に締め切る場合があります。
- ◎申込にはセミナー特設ページに掲載の「オンラインセミナーサービス利用規約」への同意が必要です。ご確認の上でお申込みください。
- ◎当日の「ZoomミーティングID」「ミーティングパスコード」等は、申込完了後に届く返信メール内に記載されております。
- ◎当日のセミナー資料はセミナー特設ページからダウンロードしてご準備いただけます。(1月上旬 掲載予定)

問合せ先

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室
TEL 024-529-5746

11月は 「しわ寄せ」 防止キャンペーン 月間です。

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
あなたの取引先が途方に
暮れていませんか？

よろしく頼むよ!

STOP!
しわ寄せ

…わかりました。
(もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

概要版

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



STOP!
し寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担**すること。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める**こと。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮**すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映**するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。

同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月3日(金・祝)には「**過重労働解消相談ダイヤル**」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和5年11月3日(金・祝) 9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

報道関係者 各位

令和5年10月31日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課
課長 宇佐見 晃
課長補佐 菅野 茂
地方職業指導官 関 浩二
電話 024-529-5396 (直通)

令和6年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和5年9月末現在】

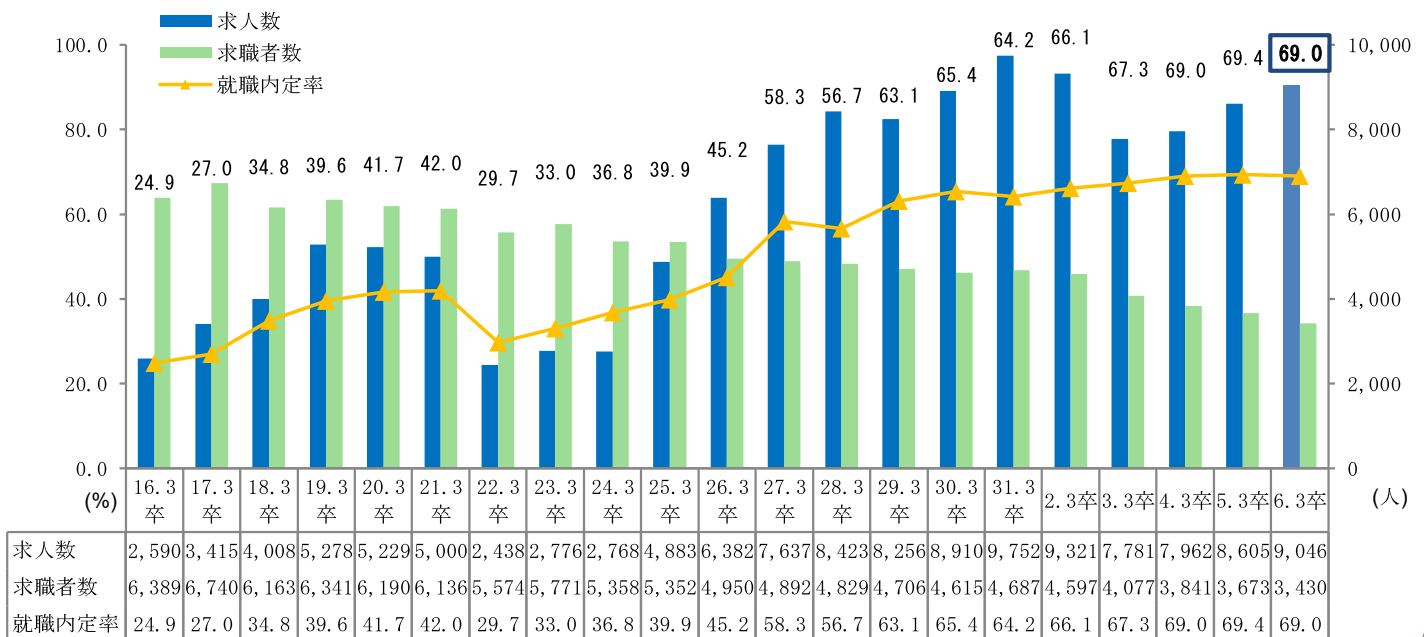
福島労働局（局長 井口 真嘉）は、令和6年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和5年9月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

【概要】

- 1 就職内定率 69.0%（前年同月比 0.4ポイントの減）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 2,367人（同 7.1%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 1,063人（同 5.4%の減）【別表1】
- 4 求人数 9,046人（同 5.1%の増）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 71.4%（同 2.0ポイントの減）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります。

図1 内定率等の推移（各年9月末（注））



（注）3.3卒については、新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、令和2年10月末現在の数値となります。

《参考資料》

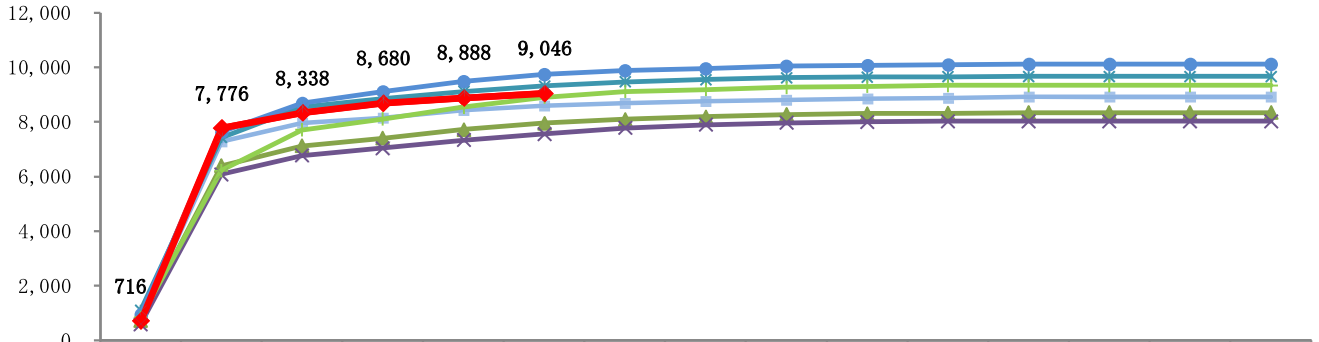
別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（各年9月末、令和2年10月末現在）」

別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（各年9月末、令和2年10月末現在）」

別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」

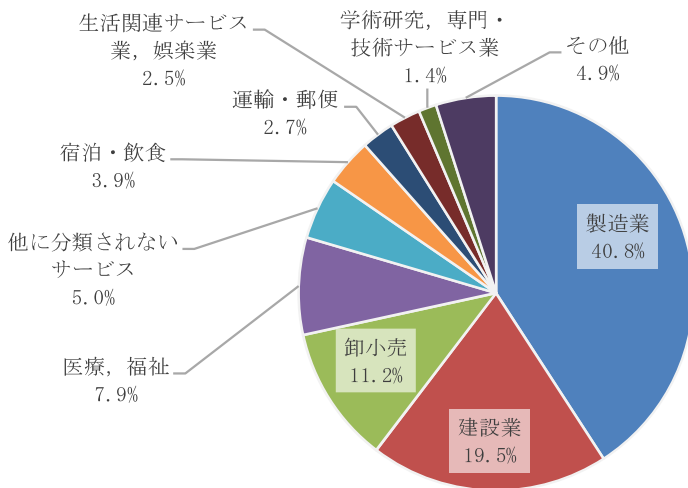
別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（9月末現在）」

図2 求人受理状況の推移



人	求人受理開始日	6月末	7月15日	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
6.3卒	716	7,776	8,338	8,680	8,888	9,046									
5.3卒	813	7,276	7,963	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
4.3卒	715	6,400	7,127	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338	8,338
3.3卒	594	6,084	6,776	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030	8,030
2.3卒	1,101	7,425	8,541	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672	9,672
31.3卒	958	7,632	8,691	9,116	9,479	9,752	9,882	9,959	10,045	10,083	10,100	10,114	10,116	10,115	10,118
30.3卒	835	6,221	7,709	8,110	8,539	8,910	9,118	9,193	9,273	9,310	9,342	9,344	9,344	9,344	9,344

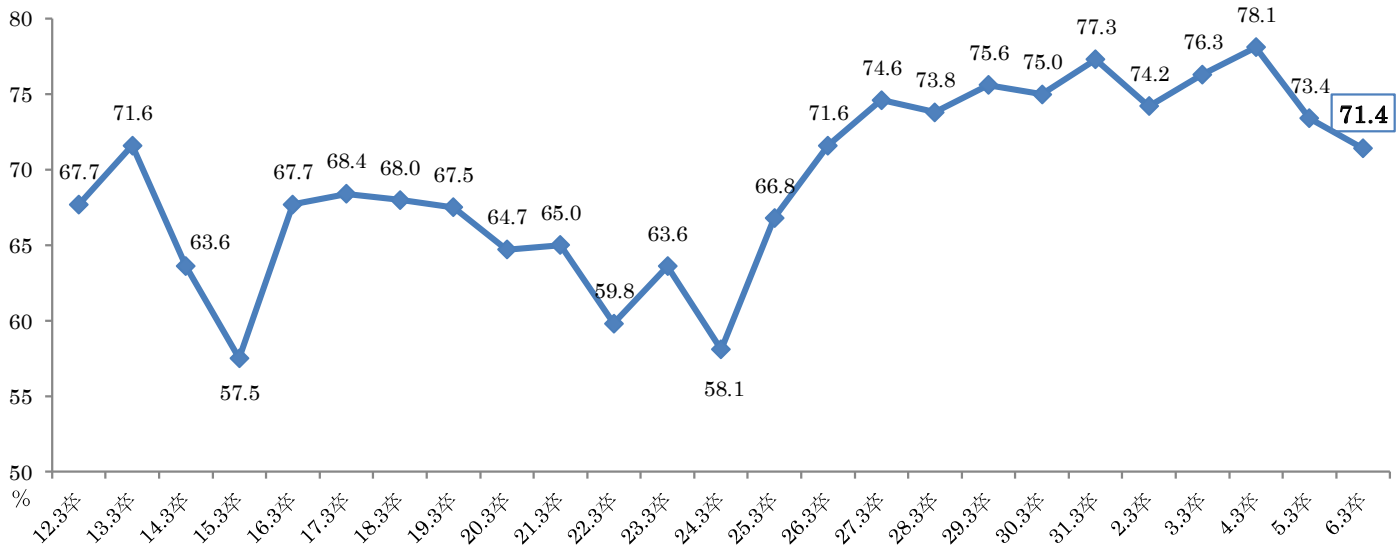
図3 9月末求人人数9,046人の産業別内訳



前年同月との比較(数字は今年度の求人人数)

- * 製造業…………… 3,693人(+301人)
- * 建設業…………… 1,768人(△72人)
- * 卸小売…………… 1,015人(+34人)
- * 医療・福祉…………… 719人(+51人)
- * 他に分類されないサービス…… 456人(+5人)
- * 宿泊・飲食…………… 351人(+59人)
- * 運輸・郵便…………… 242人(+13人)
- * 生活関連サービス・娯楽業…… 226人(+5人)
- * 学術研究、専門・技術サービス業…131人(+11人)
- * その他…………… 445人(+34人)

図4 県内受理求人への就職割合の推移(各年9月末、令和2年10月末現在)



別表1

新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移

厚生労働省福島労働局職業安定部

		27.3卒 9月末	28.3卒 9月末	29.3卒 9月末	30.3卒 9月末	31.3卒 9月末	令和 2.3卒 9月末	3.3卒 10月末	4.3卒 9月末	5.3卒 9月末	6.3卒 9月末	対 5.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		18,821	18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	15,044	▲ 4.0
求職者数	計 (b)	4,892	4,829	4,706	4,615	4,687	4,597	4,077	3,841	3,673	3,430	▲ 6.6
	県内(c)	3,866	3,810	3,765	3,629	3,768	3,560	3,179	3,080	2,851	2,608	▲ 8.5
	県内比率(c/b)	79.0	78.9	80.0	78.6	80.4	77.4	78.0	80.2	77.6	76.0	▲ 1.6
	県外(d)	1,026	1,019	941	986	919	1,037	898	761	822	822	0.0
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		7,637	8,423	8,256	8,910	9,752	9,321	7,781	7,962	8,605	9,046	5.1
求人倍率 (e/b)		1.56	1.74	1.75	1.93	2.08	2.03	1.91	2.07	2.34	2.64	0.30
就職内定者数	計 (f)	2,853	2,738	2,970	3,017	3,009	3,037	2,743	2,649	2,549	2,367	▲ 7.1
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	2,128	2,021	2,245	2,262	2,326	2,254	2,094	2,068	1,870	1,690	▲ 9.6
	県内比率(g/f)	74.6	73.8	75.6	75.0	77.3	74.2	76.3	78.1	73.4	71.4	▲ 2.0
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	725	717	725	755	683	783	649	581	679	677	▲ 0.3
就職内定率%	計 (f/b)	58.3	56.7	63.1	65.4	64.2	66.1	67.3	69.0	69.4	69.0	▲ 0.4
	県内(g/c)	55.0	53.0	59.6	62.3	61.7	63.3	65.9	67.1	65.6	64.8	▲ 0.8
	県外(h/d)	70.7	70.4	77.0	76.6	74.3	75.5	72.3	76.3	82.6	82.4	▲ 0.2
未就 内定者 数職	計	2,039	2,091	1,736	1,598	1,678	1,560	1,334	1,192	1,124	1,063	▲ 5.4
	県内	1,738	1,789	1,520	1,367	1,442	1,306	1,085	1,012	981	918	▲ 6.4
	県外	301	302	216	231	236	254	249	180	143	145	1.4

●福島労働局管内の新規高卒者に係る求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

(注4) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります

別表2

新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(9月末現在)

会津地域

卒業予定者数(人)	1,933
前年同期比(%)	▲ 5.6
求職者数(人)	447
前年同期比(%)	▲ 11.1
うち県内希望者	288
前年同期比(%)	▲ 17.9
うち県外希望者	159
前年同期比(%)	4.6
求人数(人)	1,110
前年同期比(%)	▲ 0.2
求人倍率(倍)	2.48
前年同期比(P)	0.27
就職内定者数(人)	306
前年同期比(%)	▲ 16.2
うち県内就職者	192
前年同期比(%)	▲ 20.7
うち県外就職者	114
前年同期比(%)	▲ 7.3
就職内定率(%)	68.5
前年同期比(P)	▲ 4.1
就職未内定者数(人)	141

中通り地域

卒業予定者数(人)	9,607
前年同期比(%)	▲ 3.1
求職者数(人)	2,168
前年同期比(%)	▲ 2.8
うち県内希望者	1,734
前年同期比(%)	▲ 2.8
うち県外希望者	434
前年同期比(%)	▲ 2.7
求人数(人)	5,750
前年同期比(%)	5.8
求人倍率(倍)	2.65
前年同期比(P)	0.21
就職内定者数(人)	1,500
前年同期比(%)	▲ 1.8
うち県内就職者	1,130
前年同期比(%)	▲ 2.9
うち県外就職者	370
前年同期比(%)	1.6
就職内定率(%)	69.2
前年同期比(P)	0.7
就職未内定者数(人)	668

浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,504
前年同期比(%)	▲ 5.7
求職者数(人)	815
前年同期比(%)	▲ 13.3
うち県内希望者	586
前年同期比(%)	▲ 18.2
うち県外希望者	229
前年同期比(%)	2.2
求人数(人)	2,186
前年同期比(%)	6.3
求人倍率(倍)	2.68
前年同期比(P)	0.49
就職内定者数(人)	561
前年同期比(%)	▲ 14.5
うち県内就職者	368
前年同期比(%)	▲ 20.7
うち県外就職者	193
前年同期比(%)	0.5
就職内定率(%)	68.8
前年同期比(P)	▲ 1.0
就職未内定者数(人)	254

県合計

卒業予定者数(人)	15,044
求職者数(人)	3,430
求人数(人)	9,046
求人倍率(倍)	2.64
就職内定者数(人)	2,367
就職内定率(%)	69.0
就職未内定者数(人)	1,063

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	4.3卒者	3,876	3,852	3,841	3,839	3,827	3,816	3,810	3,789	3,778	3,770	3,769	3,766
	5.3卒者	3,704	3,684	3,673	3,672	3,593	3,590	3,579	3,583	3,559	3,554	3,548	3,547
	6.3卒者	3,441	3,438	3,430									
	男子	2,067	2,068	2,049									
	女子	1,374	1,370	1,381									
	対4.3卒者比(%)	▲ 11.2	▲ 10.7	▲ 10.7									
	対5.3卒者比(%)	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 6.6									
b 求人数	4.3卒者	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338	8,338
	5.3卒者	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
	6.3卒者	8,680	8,888	9,046									
	対4.3卒者比(%)	17.2	15.1	13.6									
	対5.3卒者比(%)	6.6	5.5	5.1									
c 求人倍率(倍)	4.3卒者	1.91	2.00	2.07	2.11	2.14	2.17	2.18	2.20	2.21	2.21	2.21	2.21
	5.3卒者	2.20	2.29	2.34	2.37	2.44	2.46	2.47	2.48	2.50	2.51	2.51	2.51
	6.3卒者	2.52	2.59	2.64									
	対3.3卒者比(ポイント)	0.61	0.59	0.57									
	対4.3卒者比(ポイント)	0.32	0.30	0.30									
d 就職内定者数	4.3卒者			2,649	3,261	3,497	3,608	3,672	3,723	3,759	3,761	3,762	3,764
	5.3卒者			2,549	3,064	3,296	3,381	3,440	3,507	3,543	3,545	3,546	3,546
	6.3卒者			2,367									
	男子			1,471									
	女子			896									
	対4.3卒者比(%)			▲ 10.6									
対5.3卒者比(%)			▲ 7.1										
e 就職内定率(%)	4.3卒者			69.0	84.9	91.4	94.5	96.4	98.3	99.5	99.8	99.8	99.9
	5.3卒者			69.4	83.4	91.7	94.2	96.1	97.9	99.6	99.7	99.9	99.9
	6.3卒者			69.0									
	男子			71.8									
	女子			64.9									
	対3.3卒者比(ポイント)			0.0									
対4.3卒者比(ポイント)			▲ 0.4										
f 就職未内定者数	4.3卒者			1,192	578	330	208	138	66	19	9	7	2
	5.3卒者			1,124	608	297	209	139	76	16	9	2	1
	6.3卒者			1,063									
	男子			578									
	女子			485									
	対4.3卒者比(%)			▲ 10.8									
対5.3卒者比(%)			▲ 5.4										

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（9月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		5年度	4年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産 業 別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	83	86	▲ 3.5	▲ 3
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	15	14	7.1	1
	D 建設業 (06~08)	1,768	1,840	▲ 3.9	▲ 72
	E 製造業 (09~32)	3,693	3,392	8.9	301
	09 食料品製造業	330	289	14.2	41
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	17	11	54.5	6
	11 繊維工業	92	69	33.3	23
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	82	82	0.0	0
	13 家具・装備品製造業	40	31	29.0	9
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	80	67	19.4	13
	15 印刷・同関連業	30	33	▲ 9.1	▲ 3
	16 化学工業	208	188	10.6	20
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	1	-	▲ 1
	18 プラスチック製品製造業	194	169	14.8	25
	19 ゴム製品製造業	149	113	31.9	36
	21 窯業・土石製品製造業	212	169	25.4	43
	22 鉄鋼業	32	32	0.0	0
	23 非鉄金属製造業	60	62	▲ 3.2	▲ 2
	24 金属製品製造業	356	380	▲ 6.3	▲ 24
	25 はん用機械器具製造業	249	271	▲ 8.1	▲ 22
	26 生産用機械器具製造業	163	141	15.6	22
	27 業務用機械器具製造業	175	171	2.3	4
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	318	329	▲ 3.3	▲ 11
	29 電気機械器具製造業	312	284	9.9	28
	30 情報通信機械器具製造業	157	140	12.1	17
	31 輸送用機械器具製造業	344	282	22.0	62
	20, 32 その他の製造業	93	78	19.2	15
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	28	32	▲ 12.5	▲ 4
	G 情報通信業 (37~41)	32	18	77.8	14
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	242	229	5.7	13
	I 卸売業、小売業 (50~61)	1,015	981	3.5	34
	50~55 卸売業	260	252	3.2	8
56~61 小売業	755	729	3.6	26	
J 金融業、保険業 (62~67)	95	79	20.3	16	
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	90	91	▲ 1.1	▲ 1	
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	131	120	9.2	11	
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	351	292	20.2	59	
75 宿泊業	185	165	12.1	20	
76~77 飲食サービス業	166	127	30.7	39	
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	226	221	2.3	5	
O 教育、学習支援業 (81, 82)	10	20	▲ 50.0	▲ 10	
P 医療、福祉 (83~85)	719	668	7.6	51	
Q 複合サービス業 (86~87)	90	69	30.4	21	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	456	451	1.1	5	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合 計	9,046	8,605	5.1	441	
職 業 別	A, B 専門的、技術的、管理的職業 (01~24)	823	838	▲ 1.8	▲ 15
	C 事務的職業 (25~31)	698	611	14.2	87
	D 販売の職業 (32~34)	666	667	▲ 0.1	▲ 1
	E サービスの職業 (35~42)	1,322	1,159	14.1	163
	H, I, J, K 技能工、製造、採掘、建築等の職業 (49~78)	5,251	5,033	4.3	218
	(49~59) 製造・製作従事者	3,648	3,371	8.2	277
	(64, 67) 定置・建設機械運転、電気工事従事者	452	478	▲ 5.4	▲ 26
	(65・66・68~73) 採掘・建設・労務従事者	1,063	1,080	▲ 1.6	▲ 17
	(60~63) その他	88	104	▲ 15.4	▲ 16
	F, G 上記以外の職業	286	297	▲ 3.7	▲ 11
合 計	9,046	8,605	5.1	441	
規 模 別	29人以下	3,201	3,270	▲ 2.1	▲ 69
	30~99人	2,947	2,789	5.7	158
	100~299人	1,633	1,493	9.4	140
	300~499人	376	290	29.7	86
	500~999人	389	320	21.6	69
	1,000人以上	500	443	12.9	57
合 計	9,046	8,605	5.1	441	

※令和5年度分から、職業分類は「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」により計上しているため、職業別における「増減数」及び「対前年同期比(%)」は完全に接続されないものもあるため参考数値である。

報道関係者 各位

令和5年10月26日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 大和 稔弘

監察監督官 小野 寧康

(電話) 024-536-4602

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和4年度の監督指導結果を公表します

福島労働局（局長：井口真嘉）では、このたび、令和4年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して管内の労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった758事業場のうち、374事業場（49.3%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、78事業場（違法な時間外労働があったもののうち20.9%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】(令和4年4月～令和5年3月)

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 監督指導の実施事業場： | 758 事業場 |
| (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕 | |
| ① 違法な時間外労働があったもの： | 374 事業場 (49.3%) |
| うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が | |
| 月80時間を超えるもの： | 78 事業場 (20.9%) |
| うち、月100時間を超えるもの： | 39 事業場 (10.4%) |
| うち、月150時間を超えるもの： | 9 事業場 (2.4%) |
| うち、月200時間を超えるもの： | 2 事業場 (0.5%) |
| ② 賃金不払残業があったもの： | 72 事業場 (9.5%) |
| ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： | 239 事業場 (31.5%) |
| (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕 | |
| ① 過重労働による健康障害防止措置が | |
| 不十分なため改善を指導したもの： | 214 事業場 (28.2%) |
| ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： | 175 事業場 (23.1%) |

別添・参考資料 一覧

○別添

- 別添 1 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
(令和4年4月から令和5年3月までに実施したもの)
- 別添 2 監督指導事例(3例)

○参考資料 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

○そのほか

全国の実施結果は、令和5年8月3日に厚生労働本省において発表しています。

(掲載箇所)

厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>) > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2023年8月 > 長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果を公表します (<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000969975.pdf>)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和4年4月から令和5年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和4年4月から令和5年3月までに、758事業場に対し監督指導を実施し、678事業場(89.4%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが374事業場、賃金不払残業があったものが72事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが239事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	758 (100%)	678 (89.4%)	374 (49.3%)	72 (9.5%)	239 (31.5%)	
主な業種	商業	214 (28.2%)	196	116	19	79
	製造業	137 (18.1%)	125	82	13	36
	保健衛生業	48 (6.3%)	38	22	3	6
	接客娯楽業	86 (11.3%)	78	26	10	28
	建設業	125 (16.5%)	114	65	14	43
	運輸交通業	31 (4.1%)	21	8	3	3
	その他の事業 (注6)	59 (7.8%)	54	34	8	22

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
758	478 (63.1%)	191 (25.2%)	32 (4.2%)	26 (3.4%)	19 (2.5%)	12 (1.6%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
758	369 (48.7%)	172 (22.7%)	34 (4.5%)	63 (8.3%)	41 (5.4%)	79 (10.4%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、214事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
214	41	58	107	105	14	16

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、175事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
175	130	1	48	1	1	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった374事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、78事業場で1か月80時間を、うち39事業場で1か月100時間を、うち9事業場で1か月150時間を、うち2事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
758	374	296	78	39	9	2

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、83事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、348事業場でタイムカードを基礎に確認し、75事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、13事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、213事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
83	348	75	13	213

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

事例 1 (卸売業)

- 1 各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 36協定で定めた上限時間を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められたことから、指導を実施した。
- 3 一部の労働者について、労働時間を適正に把握していない実態が認められたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められ、1か月当たりの時間外・休日労働時間数は最長95時間であった。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条違反）
- ③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 労働時間の把握に関し、一部の労働者について、パソコンのログイン・ログアウト時刻や警備記録と出退勤システムにより把握した労働時間との間に乖離が生じているにもかかわらず、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行っていなかった。

労働基準監督署の対応

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきガイドライン」（参考資料参照）に基づき、定期的に実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行うよう指導

時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

法律上、**時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間**とされており、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

なお、臨時的な特別の事情があり、労使が合意する場合でも、

- ・ 時間外労働……年720時間以内
- ・ 時間外労働＋休日労働……月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

とする必要があります。



■以下の事業・業務は、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。

- ・ 建設事業
- ・ 自動車運転の業務
- ・ 医師

・ 鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります）

■新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

事例2
(学術研究、
専門・技術サ
ービス業)

- 1 長時間労働を原因とする精神障害の労災請求があった事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 精神障害を発症した労働者について、36協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出ることなく、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限(月100時間未満、複数月平均80時間以内)を超える違法な時間外・休日労働が認められたことから、指導を実施した。
- 3 長時間労働を行う労働者について、医師による面接指導等の実施が不十分であったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 精神障害を発症した労働者について、36協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出ることなく、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限(月100時間未満、複数月平均80時間以内)を超える違法な時間外・休日労働が認められ、1か月当たりの時間外・休日労働時間数は最長100.5時間であった。

労働基準監督署の対応

- ①36協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出ることなく時間外労働を行わせていたことについて 是正勧告(労働基準法第32条違反)
- ②労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて 是正勧告(労働基準法第36条違反)
- ③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者に対して、医師による面接指導等の実施が不十分であった。

労働基準監督署の対応

1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行わせた労働者について、医師による面接指導等を行うよう努めることやその実施の検討に当たって、関係労働者の意見を聴取することを指導

過重労働による健康障害防止

長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

次の要件に該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が月80時間を超えていること
- ② 疲労の蓄積が認められること
- ③ 本人が申し出ていること

面接指導の
実施義務

事業場で定めた基準(※)に該当する労働者

- (※) ① 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申出がない場合であっても面接指導を実施するように基準の策定に努める。
② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。

面接指導その他こ
れに準ずる措置を
実施する努力義務

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるよう、**客観的な方法等により、労働時間の状況を把握しなければなりません。**

事例3 (製造業)

- 1 各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 36協定で定めた上限時間を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められたことから、指導を実施した。
- 3 労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置が行われていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の指導

- 1 36協定で定めた上限時間（特別条項：月75時間）を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められ、1か月当たりの時間外・休日労働時間数は最長152.5時間であった。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
②労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限を超えて時間外・休日労働を行わせていたことについて是正勧告（労働基準法第36条違反）
③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導
- 2 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するための必要な措置について、医師の意見を聴取し、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載していなかった。

労働基準監督署の対応

医師の意見を聴取していないことについて是正勧告
(労働安全衛生法第66条の4違反【労働安全衛生規則第51条の2第1項】)

健康診断実施後の措置について

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

【例】

健康診断個人票

健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名 [㊤]	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名 [㊤]	○○ ○○

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン

(平成 29 年 1 月 20 日策定)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第 4 1 条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めにかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。